

令和2年4月20日

関係団体各位

経済産業省製造産業局産業機械課

大規模な定修工事などにおける感染防止対策の徹底について（要請）

平素より大変お世話になっております。

4月17日に、製造産業局より、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大された旨、また、基本的対処方針に基づき、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は十分な感染防止策を講じる旨の周知依頼をさせていただいたところです。

特に、大規模な定修工事などを実施する際は、多くの工事関係者が広域的に移動することが想定されることから、こうした工事を実施するにあたっては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する産業保安規制の制度改正について」（別添）を参照いただくとともに、地域の感染状況についても十分な注意を払いながら、地元自治体や関係機関等とも密に連携を取りつつ、下請け事業者も含む関係者の健康状況の確認や消毒、換気の徹底など、感染防止に細心の注意を払うようお願いいたします。

貴協会におかれましては、上記内容について関係する会員企業等への周知の程よろしくお願い申し上げます。